

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	東京事業所
拠点の所在地	東京都港区芝3-3-12 芝松下ビル5F

※2025年6月1日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
4	2	36,707円	28,046円	23.5%

※マージン率とは

派遣先より株式会社KSCに支払われる派遣料金から
派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣
料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、説明会会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練・事務管理費等)
	営業費用	営業担当の人件費及び活動費・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (2026年 3月31日)

☐ 締結していない

2. 教育訓練に関する事項

・情報セキュリティ教育

・通信教育(約80コースから選択し、修了すれば全額会社負担)

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 管理部 鈴鹿 電話番号 06-6223-3311

3. その他参考と認められる事項

資格奨励金制度、リゾートホテル所有(利用施設:有馬・京都八瀬・鳥羽・琵琶湖・淡路・鳴門・白浜・
浜名湖・伊豆・蓼科・山中湖・軽井沢・初島等が利用可能)

会 社 名 株式会社KSC
許可番号 派27-301919